

住居確保給付金のご案内

住居確保給付金とは

離職や廃業、休業等に伴う収入減少により、住居を失うおそれが生じている世帯に対して、一定期間家賃相当額を支給する制度です。

対象要件

以下の①～⑨のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 離職・廃業から2年以内または個人の都合によらず収入減少し離職等と同程度の状況にある方
- ② 離職前に主たる生計維持者であった方
- ③ 就労能力および常用就職の意欲がある方

常用就職とは期間の定めのない労働契約または期間の定めが6ヶ月以上の労働契約による就職をいいます。

常用就職をめざし、以下に掲げる求職活動を行うこと。

- イ) 月4回以上、自立相談支援機関に面接等を受ける
- ロ) 月2回以上、公共職業安定所で職業面談等を受ける
- ハ) 原則週1回、求人先へ応募を行う又は求人先の面接を受ける

- ④ 離職等により経済的に困窮し、住居を喪失している方または喪失のおそれがある方
- ⑤ 住宅を喪失した離職者に対する類似の給付を、申請世帯全員が受給していないこと
- ⑥ 申請者および申請者と同一の世帯に属するいずれもが、暴力団員ではないこと
- ⑦ 申請日時点で生活保護を受給していないこと
- ⑧ 申請者および申請者と生計を同じくする同居の方の収入*1合計額が収入基準額（基準額+家賃額）以下であること【表1参照】

【表1】（5人以上の世帯の方はお問い合わせください）

世帯員数	基準額	家賃額*2（上限額）	収入基準額（上限額）
1人世帯	78,000円	32,000円	110,000円
2人世帯	115,000円	38,000円	153,000円
3人世帯	140,000円	41,000円	181,000円
4人世帯	175,000円	41,000円	216,000円

※1 給与（社会保険料天引き前の総支給額。ただし交通費は除く）、事業収入（経費を差し引いた控除後の額）、雇用保険の失業等給付、公的年金、仕送りなど

※2 共益費、駐車場代、保証料、口座振替手数料等は含みません

- ⑨ 資産要件：世帯の預貯金、金融資産（現金、株式、投資信託、NISA、債権など）の合計が以下であること

※負債がある場合でも金融資産と相殺はできません

世帯員数	資産額
1人世帯	468,000円
2人世帯	690,000円
3人世帯	840,000円
4人以上の世帯	1,000,000円

支給額

○世帯収入額が基準額以下の場合

支給額*3は実家賃額と同額

○世帯収入額が基準額以上の場合

支給額*3 = 基準額 + 実際の家賃額 - 世帯収入

※3 支給額には上限額があります。

世帯員数	支給額（上限額）
1人世帯	32,000円
2人世帯	38,000円
3～5人世帯	41,000円

⇒支給期間

原則3ヶ月間（求職活動等を誠実にしている場合は2回まで延長可能）

*住居確保給付金は申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできません。

⇒支給方法

宮古島市から入居住宅の貸主、または委託を受けた管理会社等の口座へ直接振り込みます。

その他

《住居確保給付金の適用されない例》

1. 社員寮、社宅
2. ルームシェア、ゲストハウス、ドミトリー
3. 賃貸人の承諾のない転貸借（又貸し）
4. 店舗の家賃

※店舗兼住宅は住宅部分のみが対象となり、住宅部分の割合を示す拳証資料の提出が必要となります。

5. シェアハウス、マンスリー

※ただし、借地借家法第38条に基づく「定期建物賃貸借契約書」を締結し、かつ住居確保給付金の

目的に適合する場合は、適用されます。

申請方法

支給要件の確認のため申請書は面談後に窓口でお渡ししています。

まずは面談のご予約をお願いします。

問い合わせ先

〒906-8501

宮古島市平良字西里1140番地

宮古島市役所 福祉部 生活福祉課 住居確保給付金担当

電話 0980-73-1962